

○山口県迷惑行為防止条例

平成12年12月19日

山口県条例第47号

(目的)

第1条 この条例は、人に著しく迷惑を及ぼすような方法で行われる行為を防止し、もって県民の日常生活の平穩の保持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共の場所」とは、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の不特定かつ多数の者の利用に供されている場所をいう。

2 この条例において「公共の乗物」とは、汽車、電車、乗合自動車その他の不特定かつ多数の者の利用に供されている乗物をいう。

(卑わいな行為等の禁止)

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に著しく嫌悪の情を催させるような方法で、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) みだりに他人の身体に接触すること（衣服等の上から接触することを含む。）。

(2) 他人の身体又は下着（これらのうち現に衣服等で覆われている部分に限る。以下「身体等」という。）を見る目的で、手鏡その他の人の姿態を映すことができる器具を他人のスカートの下に差し出し、他人のスカートの下からのぞき込み、又は他人のスカートをまくり上げること。

(3) 他人の身体等を撮影し、又は録画する目的で、写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を他人の身体等に向け、又は設置すること。

(4) 写真機等を使用して他人の身体等を撮影し、又は録画すること。

(5) 他人の身体等を見、又は撮影し、若しくは録画する目的で、赤外線を利用して衣服等を透かして身体等を見ることができる機器（以下「透視機器」という。）を他人の姿態に向け、又は設置すること。

(6) 透視機器を使用して他人の身体等を撮影し、又は録画すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、他人に対し、みだりに卑わいな言動をすること。

2 何人も、事務所、教室、貸切バスその他の特定かつ多数の者の利用に供されている場所若しくは乗物又はタクシーその他の不特定の者の利用に供されている乗物（公共の乗物を除く。）において、前項に規定する方法で、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する行為をしてはならない。

3 何人も、正当な理由がなく、第1項に規定する方法で、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 衣服の全部又は一部を着けない状態にある他人（住居、浴場、更衣室、便所そ

の他人が通常当該状態にいるような場所にいる者に限る。以下この項において同じ。)の姿態をのぞき見ること。

(2) 前号の状態にある他人の姿態を撮影し、又は録画する目的で、写真機等を他人の姿態に向け、又は設置すること。

(3) 写真機等を使用して第1号の状態にある他人の姿態を撮影し、又は録画すること。

(4) 他人の身体等を見、又は撮影し、若しくは録画する目的で、透視機器を他人の姿態に向け、又は設置すること。

(5) 透視機器を使用して他人の身体等を撮影し、又は録画すること。

(粗暴行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、多数人であることによる影響力を利用して、人に著しく不安を覚えさせるような方法で、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 他人に対し、いいがかりをつけ、かつ、その進路に立ち塞がり、その身边に群がり、又はその者につきまとうこと。

(2) 他人に対し、みだりに金品の贈与(実質的に贈与と認められる金品の貸付けを含む。)を要求し、かつ、その進路に立ち塞がり、その身边に群がり、又はその者につきまとうこと。

(嫌がらせ行為の禁止)

第5条 何人も、正当な理由がなく、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者のうち、同一の者に対し、次の各号のいずれかに該当する行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。)を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号まで及び第5号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付

し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに該当する行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

(1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

（適用上の注意）

第6条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（罰則）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反して、同項第4号又は第6号に掲げる行為をした者

(2) 第3条第2項の規定に違反して、同条第1項第4号又は第6号に掲げる行為をした者

(3) 第3条第3項の規定に違反して、同項第3号又は第5号に掲げる行為をした者

2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第8条 第3条又は第5条の規定に違反した者（前条第1項に該当する者を除く。）は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第9条 第4条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。